

甲府市事業継続計画(BCP)新型インフルエンザ等編
改定支援業務委託仕様書

1 業務名

甲府市事業継続計画(BCP)(新型インフルエンザ等編)改定支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和8年3月改定された「甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」という。)」に基づき、新型インフルエンザ等の感染症の発生・まん延時(以下、「非常時」という。)においても行政機能を維持し持続可能な行政運営を行うため、優先すべき業務を整理・明確化した実効性の高い業務継続計画を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 関連計画等の整理

甲府市事業継続計画(BCP)新型インフルエンザ等編(以下、「市継続計画」という。)改定のために、現行の甲府市事業継続計画(BCP)新型インフルエンザ編及び「市行動計画」、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画やガイドライン等についての内容の整理を行い、非常時対応や優先度の高い業務の実施に必要な体制の課題を分析すること。

また、非常時に関連する業務継続の手法について国、都道府県等の地方自治体および民間企業等の情報を収集し、内容等について提案や助言を行うこと。

(2) 非常時優先業務の抽出及び整理

非常時の業務について、「市行動計画」に基づき、感染症発生時に実施が必要となる業務及び特に重要な感染症対応業務について抽出及び整理すること。

また、整理にあたっては、市行動計画に示された対応フェーズ等を踏まえ、業務の優先度、実施主体、業務量、必要人員数、職員出勤可能数等を考慮すること。

なお、優先度の整理にあたっては、BCP(自然災害編)で示された優先度区分を参考とし、感染症対応業務に適用する形で整理を行うこと。

(3) 庁内関係部局への調査、確認及び庁内会議への対応

感染症対応業務の整理及び優先度整理結果について、関係部局による確認を踏まえ、必要な修正等を行うこと。

また、業務の実施に係る庁内会議の開催にあたっては、市の求めに応じて業務整理等に関する助言及び必要な資料の作成を行うこと。

(4) 市継続計画の作成

受託者は、これまでの検討結果を踏まえ、非常時における業務継続の考え方及び感染症対応業務の整理結果を取りまとめ、市継続計画を作成すること。

計画の作成にあたっては、市行動計画との整合を図るとともに、庁内において共有及び活用しやすい内容となるよう整理すること。

5 業務計画について

受託者は、業務開始前に業務計画書を作成し、委託者に電子データ及び書面で提出すること。

6 打合せ協議

受託者は、本業務の着手時および重要な段階において、委託者との協議を実施し、協議録を作成すること。また、必要に応じて各業務内容の実施時に委託者と協議を行い進めること。

7 成果品の納入

(1) 成果品

次の印刷物及び電子データ(Word、Excel、PowerPoint など)を納品すること。

- ア 甲府市事業継続計画(新型インフルエンザ等編) 1部
- イ 甲府市事業継続計画(新型インフルエンザ等編)(概要版) 1部
- ウ ア、イの電子データ 1式(CD-R 等)
- エ 受注者が出席する打ち合わせ・会議の議事録 電子データ1式(CD-R 等)

(2) 納入期限

令和9年3月31日(水)

(3) 成果品の納品場所

甲府市市長直轄組織危機管理室危機管理課

8 留意事項

- (1) 受注者は、個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、著作権、肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 成果品の所有権、著作権、利用権は、発注者に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は事故の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- (7) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と受注者の間で協議を行うものとする。